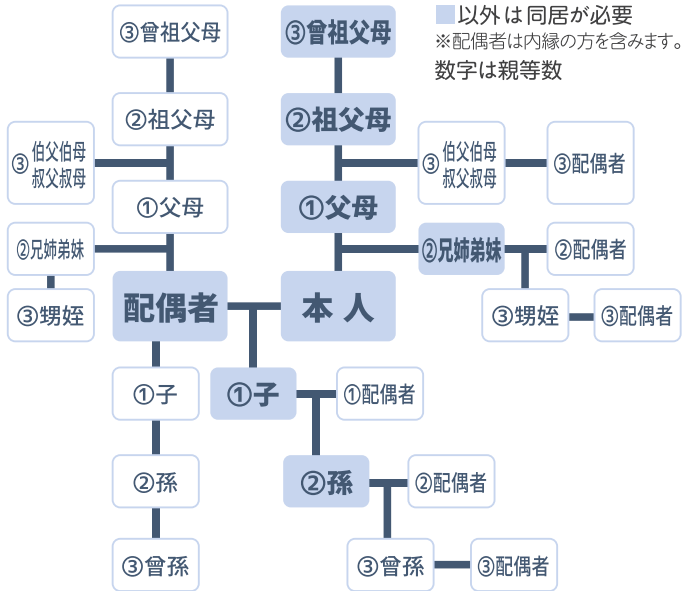


健康保険の被扶養者とは



健康保険では、被保険者本人に扶養されている家族で、一定の条件を満たす方も健康保険組合に加入することができます。このご家族のことを被扶養者といいます。被扶養者の条件や範囲は法律によって決められています。

- 「被扶養者」の条件
- ① 被保険者の3等親内の親族である
民法上の親族と同一ではありません。
 - ② 75歳未満である
 - ③ 主として被保険者の収入によって生活している
 - ※「被保険者と同居および家計を共同にすること」をいいます。家計が別々で家族が別個の生活を営んでいる場合や、二世帯住宅など家族の住居が明確にわけられている場合、住民票が世帯分離されている場合などは、同一世帯とは認められません。
 - ※被扶養者が別居している場合、被保険者は、別居している被扶養者に生活費として送金している必要があります。
 - ④ 年収が認定基準を満たしている



	被扶養者の年齢など	年間収入
①金額	60歳未満の場合	130万円未満
	60歳以上の場合	180万円未満
	障害年金受給の場合	180万円未満
②被保険者との世帯関係・収入・仕送り	被保険者と被扶養者が同居の場合	被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であること
	被保険者と被扶養者が別居の場合	被扶養者の年収が被保険者の年収の1/2未満であることかつ被扶養者の年収が被保険者からの仕送額未満であること

- 給与収入では、交通費・税金・保険料等が控除される前の『総支給額』を確認します。
- 年金収入では、税金や介護保険料等が控除される前の『年金支払額』を確認します。

10月から(予定) ご家族のみなさまへ 健診がさらに受けやすくなります!

当健康保険組合では、これまでご家族(被扶養者)の健診を健保の補助事業である「人間ドック」「地域巡回健診」を通してサポートしてまいりました。このたび、健保連(健康保険組合連合会)が取りまとめる全国規模の「集合契約健診」を利用できるようになり、健診がさらに受けやすくなります。

「集合契約」とは
健保連等が健診機関団体等と契約し、健保組合の加入者が全国各地の健診機関で特定健診(メタボ健診)を受診できるしくみです。

ご家族が受けられる健診は…

人間ドック

地域巡回健診

NEW! 集合契約健診

新しく受けられるようになります!

- ★ 無料で受けられます
- ★ お近くの健診機関で受けられます
- ★ 受診には専用の「受診券」が必要です

受診券の申込方法や受診方法等、詳しくは別途お知らせします。

健康保険の被扶養者の資格確認調査にご協力ありがとうございます



当健康保険組合では健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者認定状況の確認業務を実施中です。本調査は、すでに被扶養者として認定された方が引き続き資格があるか確認するものです。これにより、公平・公正な扶養家族の認定を行い、保険給付の適正化に努めてまいります。

まだ、ご提出いただいていない方

ご提出いただいた方で
必要書類が不足している方



速やかに
ご提出くださいますようお願いいたします。



未提出の場合

被扶養者の資格を
取り消します!

健康保険法施行規則第50条7項「検認又は更新を行った場合において、その検認又は更新を受けない被保険者証は、無効とする」により、被扶養者の資格を取り消すことになります。

⚠ 注意事項

調査の結果、認定基準から外れていると判定された方は、被扶養者削除の手続きが必要となります。その際は、9月中旬に被扶養者削除の手続きに必要な書類を送付させていただきます。(資格要件を満たさなくなった日まで遡って、削除となる場合もあります)

被扶養者が増えると…

納付金が増える!?



現在、高齢者医療制度は税金や健康保険組合からの納付金等で賄われています。この納付金は各健康保険組合の加入者(被保険者+被扶養者)の人数に応じて算出されています。被扶養者の削除の届け出を忘れると、その被扶養者分も加入者として納付金の額に反映されることから、本来は必要のない支出が発生することとなり、皆様の保険料の負担が増える要因にもなります。

はり・きゅう、あん摩・マッサージ・指圧の療養費の支払い方法が変わります！

はり・きゅう、あん摩・マッサージ・指圧の療養費について、現在、当組合では「代理受領による委任払い」(施術所への直接支払い)を運用上で認めていますが、10月1日施術分から、「償還払い」(立替払い)に変更になります。



ご注意ください！ 健康保険が使えるのはこんなときだけ

はり・きゅうの場合

医師による治療手段がない場合に限り、健康保険が使えます。
医師の「施術同意書」が必要です。

対象となる病気 神経痛・リウマチ・頸腕症候群
五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症 など

あんま・マッサージ・指圧の場合

医療としての施術を必要とする場合に限り、健康保険が使えます。医師の「施術同意書」が必要です。

対象となる病気 筋麻痺・関節拘縮 など

医療機関と同時にかかることはできません 同一の傷病で同時期に「医療機関」での治療と「はり・きゅう師」の施術に健康保険を使うことはできません。

療養費は健康保険法第87条により施術費用の全額を一旦立替支払し、その後健保組合へ療養費の申請をすることが原則と定められています。今後の不正請求増加防止と療養費支給適正化を図るため、健康保険法に定める原則通りの運用とするものです。ご理解・ご協力をお願いいたします。

Information

夏期保養施設のご案内

夏休みの思い出づくりは

健保の保養所で

リゾートイン・ウインズ

(予約は、下記予約先までご連絡ください。)

所在地 長野県茅野市車山高原3413

契約期間 7月1日(日)～9月1日(土)

交通のご案内 中央自動車道諏訪ICから
■R152・ビーナスライン経由28km
■R20上諏訪・ビーナスライン経由30km

電話 0266-68-2660

1日の収容人数 32名

ホームページ <http://www.winds-hotel.com/>

予約先 リゾートイン・ウインズ
TEL 0266-68-2660



ご予約後、利用申込書を当健康保険組合までご提出ください

利用料 / 1泊2食付(税込)

		A	B			A	B
7/1～7/31 8/1～8/3 8/19～9/1	大人(中学生以上)	4,300円	8,400円	8/4～8/18	大人(中学生以上)	4,300円	9,600円
	子供(小学生)	3,200円	6,300円		子供(小学生)	3,200円	7,400円
	幼児(ベッド有り/食事有り)	2,400円	6,400円		幼児(ベッド有り/食事有り)	2,400円	6,400円
	幼児(ベッド有り/食事無し)	1,200円	3,200円		幼児(ベッド有り/食事無し)	1,200円	3,200円
	幼児(ベッド無し/食事有り)	1,200円	3,200円		幼児(ベッド無し/食事有り)	1,200円	3,200円
	幼児(ベッド無し/食事無し)	無料	無料		幼児(ベッド無し/食事無し)	無料	無料

A: 豊田通商健康保険組合被保険者およびその2親等内 B: その他

契約プール

割引利用のご案内

当健康保険組合では、今年も契約プールの割引券を発行いたします。みなさんの健康づくりの一環としてぜひご利用ください。



利用対象者 豊田通商健康保険組合の被保険者およびその2親等内

利用方法 対象施設の窓口にて、記入済みの割引券と代表者の被保険者証を提示し、契約料金をお支払いください。

割引券配付方法 豊田通商健康保険組合のホームページより印刷をしてご利用ください。
※ご自宅で印刷ができない場合は、勤務先の人事・総務の窓口または健康保険組合までご連絡ください。

施設名	利用区分	通常料金	健康保険組合契約料金	利用期間
ナガシマジャンボ海水プール (三重県桑名市)	大人(中学生～)	3,700円	2,900円	6/30～9/24
	小学生	2,700円	2,000円	
	幼児(2歳～)	1,500円	1,100円	

ナガシマジャンボ海水プール <http://www.nagashima-onsen.co.jp/>

【問い合わせ先】 豊田通商健康保険組合 TEL 052-584-5053 URL <https://toyotsu.or.jp/kenpo/>